

第9期毛呂山町高齢者総合計画 (高齢者福祉計画・介護保険事業計画) 一令和6(2024)年度～令和8(2026)年度一

令和6年3月

毛呂山町

毛呂山町高齢者総合計画の策定にあたって

我が国は、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年を迎えることとなり、高齢者人口は、生産年齢人口の減少傾向が加速する中、いわゆる団塊ジュニア世代の全てが 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年以降も増加を続け、介護ニーズの高い 85 歳以上人口については令和 44 (2060) 年まで増加することが見込まれています。

このことは、本町においても同様であり、高齢者人口は増加し、要介護認定率や介護給付費が増加する一方、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症の人の増加、医療・介護双方の複合的ニーズを有する慢性疾患を抱える高齢者の増加等、高齢者介護を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。そのため、さまざまなサービスを効率的かつ効果的に提供する体制の確保や医療・介護の連携強化のほか、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進し、より一層、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

特に介護予防については、高齢になっても介護が必要な状態になるリスクを低減することで、できる限り住み慣れた地域で生活することを可能とする重要な要素となります。本町では、町民の皆様のご理解とご協力のもと、平成 26 (2014) 年に「ゆずっこ元気体操」をスタートし、各地区で創意工夫を凝らしながら積極的に取り組んでいただいた結果、現在では、多くの町民の方々に浸透しており、確実に効果も現れています。

また、令和 5 (2023) 年 3 月には、住民一人ひとりが健康で幸せに暮らすことができるまちづくりにより、健康寿命の延伸を目指すため、「毛呂山町健幸づくりのまち宣言」を行い、健康づくり・生きがいづくり・ひとつづくりの 3 つの基本方針を掲げました。今後も、介護予防・健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図る観点から、自立支援・重度化防止など介護予防に資する取組について、地域の皆様と共に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点から貴重なご意見とご提言をいただきました毛呂山町介護保険運営審議会の委員の皆様をはじめ、各種調査や意見交換にご協力いただきました多くの町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

毛呂山町長 井 上 健 次



介護保険運営審議会会長あいさつ

介護保険制度は介護を社会全体で支えることを目的として平成12（2000）年に創設され、今日では、介護を必要とする高齢者を支える公的な制度として定着しています。

しかしながら、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、介護期間の長期化だけではなく、要介護者を介護する家族の高齢化など、制度の発足当初と比べると、取り巻く状況は大きく変化しております。

第9期計画の策定にあたっては、介護を必要とされる方、そのご家族はもちろん、高齢者の介護や福祉、さらには地域での活動に関わる方などが、支える側、支えられる側という枠を超えて、互いに支え合い、暮らし、生きがいをつくり、高め合う地域共生社会の実現を目指していくよう、基本理念を第8期計画から継承し「住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・いきいきと暮らせるまち・もろやま」といたしました。

そのうえで、高齢者の自立支援・重度化予防を図るため、良質で効果的な介護サービスの提供に欠かせない、安定した持続可能な介護保険制度の運営と、高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいつまでも生活することが可能となるよう、「生きがいづくりと社会参加の促進」、「安心して暮らせるまちづくりの推進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の3つを基本目標に掲げました。

また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6（2024）年1月1日に施行されたことから、各認知症施策の更なる充実が図れるよう、策定を進めました。

結びとなりますが、本計画の策定にあたり、大変熱心にご審議いただきました毛呂山町介護保険運営審議会委員の皆様及びご協力くださいました関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、充実した高齢者総合計画を策定することができましたことを町民の皆様にご報告いたします。

令和6年3月

毛呂山町介護保険運営審議会 会長 鈴木將夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画策定の背景	2
① 令和5年介護保険法の改正について	2
② 国の基本指針等	4
③ 介護給付適正化主要5事業の再編について	5
④ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立	6
2 計画の位置づけ	7
(1) 根拠法令等	7
(2) 他の計画等との関係	7
(3) 計画の期間	8
3 計画の策定体制	9
(1) 毛呂山町介護保険運営審議会の設置	9
(2) 毛呂山町高齢者実態調査の実施	9
(3) 地域包括ケア「見える化」システムによる分析	9
(4) パブリックコメントの実施	9
第2章 毛呂山町の高齢者を取り巻く現状	11
1 毛呂山町の人口と世帯の状況	11
(1) 総人口と高齢者人口の推移	11
(2) 前期高齢者・後期高齢者の推移	12
(3) 世帯数の推移	13
(4) 高齢者のいる世帯の推移	13
2 健康に関する状況	14
(1) 平均寿命・健康寿命	14
(2) 要支援・要介護認定者の有病状況	14
3 介護保険事業に関する状況	15
(1) 第1号被保険者の推移	15
(2) 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の推移	16
(3) 第1号被保険者に占める要支援・要介護度別認定者数の推移	17
(4) 要支援・要介護度別認定者数の状況	18
(5) 認知症高齢者の推移	19
(6) サービス別介護保険給付費の推移	20
(7) サービス別利用者数・利用率の推移	21

4 高齢者等人口及び要支援・要介護認定者数等の推計	23
(1) 高齢者等人口の推計	23
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	24
(3) 認知症高齢者の推計	25
5 毛呂山町高齢者実態調査結果の概要	26
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）	27
(2) 在宅介護実態調査（抜粋）	35
6 第8期計画の取組状況の評価と課題等	41
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 計画の体系	50
4 日常生活圏域の設定	52
5 計画の実施・進行管理及び評価	53
(1) 計画の実施・推進体制	53
(2) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	53
第4章 施策の展開	55
基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進	55
1 健康づくり事業・介護予防事業の推進	55
(1) 健康教育及び相談体制の充実	56
(2) 疾病予防の充実	56
(3) 保健事業と介護予防の一体的実施	57
2 生涯学習・スポーツ活動の推進	58
(1) 生涯学習	58
(2) スポーツ・レクリエーション	59
3 交流機会の充実・居場所づくりの推進	60
(1) 老人クラブ	60
(2) 老人福祉センター（山根荘）	61
(3) ふれあい・いきいきサロン（町社会福祉協議会事業）	61
4 就労機会の確保	62
(1) 各種就業情報の提供	62
(2) シルバー人材センター	63

基本目標2 安心して暮らせるまちづくりの推進	64
1 生活を支援するサービスの充実	64
(1) 福祉機器等の貸出（町社会福祉協議会事業）	64
(2) 訪問理容サービス（町社会福祉協議会事業）	64
(3) 高齢者困りごと援助サービス（町社会福祉協議会事業）	65
(4) 緊急通報システム	65
(5) ねたきり老人等手当・介護手当	66
(6) 家族介護者（ケアラー）への支援	66
(7) 生活管理指導短期宿泊事業	68
(8) 養護老人ホームの措置	68
(9) 町内循環バスの運行	68
2 支え合いによる地域づくり	69
(1) ボランティア活動の充実	69
(2) 平時における地域見守りネットワーク体制の整備	70
(3) 災害時における支援体制の整備	71
(4) 認知症の人や家族に対する支援	72
(5) 生活支援体制整備事業	73
基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進	74
1 相談支援体制の充実及び権利擁護の推進	75
(1) 地域包括支援センターの運営及び機能強化	75
(2) 地域ケア会議の充実	76
(3) 生活支援体制整備事業【再掲】	77
(4) 在宅医療・介護連携事業の推進	77
(5－1) 認知症総合支援事業の推進	78
(5－2) 認知症の人や家族に対する支援【再掲】	79
(5－3) 認知症検診	79
(6－1) 成年後見制度の利用促進	80
(6－2) 福祉サービス利用援助事業（町社会福祉協議会事業）	80
(6－3) 高齢者虐待の防止	81
(6－4) 消費者被害の防止	81
2 住まいの安定的な確保	82
(1) 住宅支援	82
3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	83
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	85
(2) 一般介護予防事業	87

第5章 介護保険事業の運営	89
1 介護保険運営の安定化	89
(1) 情報提供体制の充実	89
(2) 介護サービスの質の確保と向上	90
(3) ケアプランの質の向上	90
(4) 介護人材の確保及び資質の向上	90
(5) 新興感染症対策に係る体制の整備	91
2 介護給付適正化と円滑な事業運営	92
3 介護サービスの充実	93
(1) 居宅サービス	93
(2) 地域密着型サービス	100
(3) 施設サービス	104
(4) 地域支援事業	105
(5) 市町村特別給付	107
4 介護保険事業の見込量と保険料	108
(1) 第1号被保険者の保険料の算出	108
(2) 第1号被保険者の介護保険料	112
資料編	113
1 毛呂山町介護保険運営審議会設置に係る根拠条例	115
2 毛呂山町介護保険運営審議会委員名簿	117
3 計画の策定経過	118
4 用語解説	119